

読谷村災害時要援護者台帳登録のお知らせ

～あなたの大切な命を守るために～

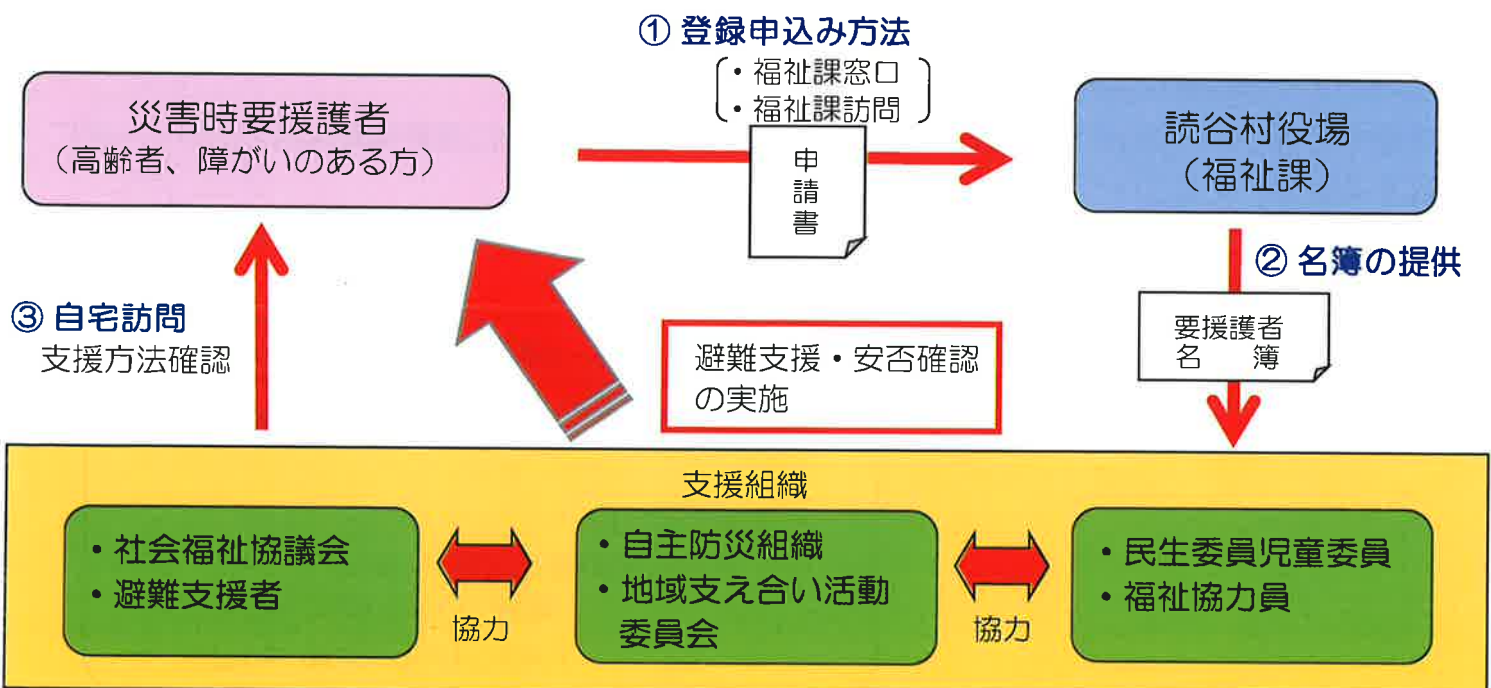
災害が起こったとき、最も大切な事は、自分の命を最優先に守る事です。また、自力だけでは避難することが難しいと思われる高齢者や障がい者の方にとっては特に、地域の方々と助け合いながら命を守ることも重要です。そこで、村では、地域の助け合い・災害時の安否確認の取組を推進するため、災害時要援護者支援のしくみを定めています。



1 災害時要援護者避難支援事業のしくみ

ひとり暮らしの高齢者や障がい者など、災害時の一連の行動をとるのに支援を必要とする人に対して、ご近所の人をはじめ、地域の皆さんで支援する仕組みです。

登録された要援護者の情報を、社会福祉協議会、自主防災組織、地域支え合い活動委員会、民生委員児童委員、福祉協力員、避難支援者などが共有することで、災害時の避難情報の伝達や避難誘導、安否確認などに役立てます。



2 災害時要援護者台帳登録について

支援を希望される方は、「災害時要援護者避難支援事業登録申込書」を福祉課窓口（代理申請可）又は、福祉課職員が訪問の際に提出していただきます。そして支援組織となる社会福祉協議会、自主防災組織、地域支え合い活動委員会、民生委員児童委員、福祉協力員、避難支援者に提供し、個人支援計画を策定します。

3 申込みできる方

避難支援の対象者となる要援護者は、災害から自らをまもるために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する次のような人をいいます。

なお、名前や本人の状況などの個人情報支援組織へ提供することに同意していただく必要があります。

読谷村災害時要援護者支援全体計画で定める災害時支援が必要な方

- ・65歳以上のひとり暮らしの高齢者
- ・要介護度3以上の要介護認定者
- ・療育手帳A1又はA2所有者
- ・その他支援を必要としている方等
- ・65歳以上の高齢者のみで構成する世帯
- ・身体障害者手帳1級又は2級所有者
- ・精神障害保健福祉手帳1級又は2級所有者

4 申込みにあたってのお願い

災害時の状況によっては、支援者の方も被災者になりうることから、この制度に登録することで、災害時の支援を必ず保証されるものではないことを、ご理解ください。

また、登録した内容に変更が生じた場合は、速やかに村へ届け出てください。

5 個人情報の取り扱い

登録していただいた個人情報については、支援組織内において適正に管理し、避難支援以外の目的に使用しません。

6 避難支援者の登録にご協力ください

避難支援者とは、災害時要援護者を日頃から見守り、災害発生時に避難情報を伝えたり、一緒に避難するなどの支援を行う方をいいます。

要援護者への登録の際には、避難支援者の選定も必要となりますので、お願いされた場合は、ぜひご協力をお願いします。

登録の申し込み・お問い合わせは [こちら](#)まで

読谷村役場 福祉課 地域福祉係

〒904-0392

読谷村字座喜味 2901 番地

電話 098-982-9209

FAX 098-958-4125